

案件番号:120120002

令和2年度

港湾情報処理システム運用管理業務

特記仕様書

令和2年 1月

国土交通省 関東地方整備局

## 1. 業務概要

本業務は、関東地方整備局港湾空港関係における行政情報システムを円滑かつ安全に運用することを目的に当該システムの運用保守を行うものである。

## 2. 履行場所

別表－1 に示す、関東地方整備局 港湾空港関係 本局 及び 事務所

## 3. 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、原則として土・日曜日、祝日並びに年末年始休暇(12月29日から1月3日)を除くものとする。

## 4. 業務内容

業務名称	単位	数量	備考
業務計画			
業務計画の打合せ	式	1	
業務打合せ	回	12	
業務の報告	式	1	
運用管理			
システム運用管理業務	式	1	
事務所訪問巡回業務	式	1	
標準外業務	式	1	
リモート監視	式	1	
ハードウェア保守	式	1	
ソフトウェア保守	式	1	
成果物			
業務完成図書	式	1	

## 5. 業務仕様

### 5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)(以下、「共通仕様書」という。)に準拠する。なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。共通仕様書第1章総則 1-9 提出書類3)に記載の「調査設計業務実績データ」の登録については、適用しないものとする。

### 5-2 一般事項

- (1) 本業務の実施にあたり、受注者は、別紙－1に示す個人情報の取り扱いに関する事項、別紙－2に示すセキュリティに関する事項並びに関係法令を遵守するものとする。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、発注者が提示するネットワーク構成及びハードウェア等を十分把握した上で、業務を行わなければならない。  
なお、管理対象となる機器の所在地は別表－1、サーバー機器、ネットワーク機器の構成は別表－2、別表－3に示す。クライアントPC、プリンタの台数は別表－4に示す。
- (3) 管理技術者は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。
- (4) 管理技術者は、緊急時に速やかに対応できるよう業務体制を確立しておかねばならない。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、日本語により対応するものとする。

### 5-3 業務従事者

#### (1) 業務の実施体制

常駐技術者として、システム運用技術者1名を本局(別表-1の①)に常駐させ業務を行うものとする。また、事務所訪問巡回技術者として、システム運用技術者1名で業務を行うものとする。

#### (2) 業務時間

常駐技術者の業務時間は、9:15~18:00(休憩時間を除く)までとする。

事務所訪問巡回技術者の作業時間は別表-1の業務時間(休憩時間を除く)とする。なお、遠方事務所においては調査職員と協議し、業務時間帯の変更ができるものとする。

システム障害等緊急的な対応が必要が場合は、休日及び時間外であっても可能な限り速やかに対応するものとする。

#### (3) 業務従事者の届出、変更、明示

1) 庁舎管理、事故防止等の理由から業務従事者の住所、氏名等必要事項を調査職員に届け出るものとする。また、業務従事者の変更がある場合も同様とする。

2) 業務従事者は、履行場所の庁舎内において名札等により会社名及び氏名を明示し、携帯するものとする。

### 5-4 業務計画

#### (1) 業務計画の打合せ

本業務の実施に先立ち、事前に業務の手順および遂行に必要な事項を記載した業務計画書を作成し調査職員と打ち合わせを行うものとする。

また、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を調査職員に提出するものとする。

業務計画書に記載すべき事項については、次のとおりとする。

- 1) 業務概要
- 2) 業務実施内容
- 3) 業務工程表
- 4) 業務組織表
- 5) 打合せ計画
- 6) その他必要事項

#### (2) 業務打合せ

管理技術者は、本業務を的確に遂行するため、業務執行状況、業務計画、その他業務実施上必要となる事項について、打合せを1回/月以上行うものとする。

#### (3) 業務の報告

日々の業務内容、訪問巡回及びクライアント障害・サーバ点検等を含め、別紙-3にある業務実施報告書を作成し、1回/月以上調査職員へ提出するものとする。

### 5-5 運用管理

#### 5-5-1 システム運用管理業務

常駐技術者は、管理対象機器について、以下の作業を行う。詳細な作業項目及び実施工程については、調査職員と協議するものとする。また各作業においてシステム利用に影響を及ぼす異常となる事項が判明した場合は、速やかに調査職員へ報告し対応しなければならない。

#### (1) サーバーの管理・監視

- 1) 管理対象サーバーの環境設定、管理及び監視
- 2) 管理対象サーバー上で利用するソフトウェアの脆弱性対応
- 3) 管理対象サーバーのディスク管理、バックアップ、リストア
- 4) ユーザ情報の登録、変更等のデータ更新
- 5) ログ情報の採取
- 6) 不正アクセス等の異常時の対処

#### (2) ネットワーク機器及びネットワーク機能の管理・監視

- 1) 管理対象ネットワーク機器の管理及び監視

- 2) 管理対象ネットワークのトラフィック状況の確認
- 3) 管理対象機器のネットワーク設定情報(IPアドレス・コンフィグ・ポリシー等)の修正及び管理
- 4) ログ情報の採取、定期的な解析・整理及び報告
- 5) 管理対象ネットワーク機器の脆弱性対応
- 6) 不正アクセス等の異常時の対処
- (3) クライアントPC等の運用管理
  - 1) クライアントPC等障害の初期対応及び簡易な復旧作業、システム・電子メール・ブラウザ等環境再設定等の作業並びに利用者への支援
  - 2) クライアントPC含むネットワーク機器等の管理台帳の作成及び更新
  - 3) クライアントPCに標準的にインストールされているOS及びソフトウェアのバージョンアップ、パッチ適用、脆弱性対策(対象は別表-7に記載)
  - 4) 通常使用されていない当局所有のクライアントPCについては、障害時の代替機として速やかに使用できるよう管理を行うものとする。
- (4) メール・グループウェアのシステム運用管理
  - 1) 国土交通省行政情報基盤システムに関わる運用管理
    - ・ 人事異動に伴うアカウント作成、削除、登録変更
    - ・ アカウントロック解除、パスワードリセット対応
    - ・ 組織変更、施設情報変更等対応
    - ・ メール、ビデオ会議システム、大容量ファイル転送機能、掲示板等ツールの操作支援
    - ・ サポートデスクへの問合せ
  - 2) グループウェアに関わる運用管理
    - ・ 人事異動に伴うユーザID作成、削除、登録変更
    - ・ データベースへのアクセス制御及び簡易な設定変更
  - 3) その他、調査職員が指示したもの
- (5) 障害等の対応
  - 1) 初期対応及び報告に関する業務
 

別表-2、別表-3に示す機器及びソフトウェア等に障害が発生した場合は、速やかに原因を究明し調査職員に報告し対応しなければならない。なお、対応により業務内容等に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて契約変更を行うものとする。
  - 2) 障害記録を作成し同一障害の予防に努める。
- (6) その他
  - 1) アプリケーションソフトの障害及び操作方法等について発注者より問い合わせがあった場合には、発注者に代わりヘルプデスク(メーカー)への問い合わせを行うものとする。(対象は別表-7に記載)
  - 2) ウィルス対策等のため導入しているツールについて、確実なパターンファイルの更新を行うものとする。なお、有害と想定されるウィルスを検知した場合は、速やかに調査職員に報告し、対応するものとする。ウィルス検知履歴は月毎に整理し、調査職員に提出するものとする。(対象は別表-7に記載)
  - 3) 本局(別表-1の①)に設置してある港湾空港関係行政情報システムの異常有無について、1回/日以上目視等により確認を行うものとする。
  - 4) 広報用Webサーバへコンテンツのアップロード等を行い、適切に表示されることの確認を行うものとする。コンテンツは調査職員より提供するものとする。
  - 5) 調査職員の指示により、プリンタ(無線プリンタ含む)、複合機の設定変更及び不具合対応を行うものとする。また、必要に応じてプリンタサーバ、クライアントPCへのインストール作業を行うものとする。
  - 6) サーバ機器及びネットワーク機器に対し設定変更を行う場合がある。これに伴う作業で軽微と認められないものについては、発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて契約変更を行うものとする。
  - 7) 調査職員からの問合せ及び各行政情報システムを統括している港湾WANに関する調査等の資料作成に協力するものとする。

- 8) その他、調査職員の指示により行政情報システム運用に必要となる軽微な作業を行わせる場合がある。
- 9) 調査職員の指示により時間外及び休日にかかる作業を行った場合、これに伴う業務料の変更は履行期間の末日までに行うものとする。

#### 5-5-2 事務所訪問巡回業務

事務所訪問巡回技術者は、別表-1に記載した事務所(③及び⑤～⑫)に訪問し、以下の作業を実施する。巡回訪問は別紙-4の日程で行うこととするが、当局の指示により訪問日を変更することがある。

各事務所の業務時間は別表-1の業務時間とし、業務時間中は休憩時間を除いて常時対応するものとする。

##### (1) サーバー及びネットワーク機器の管理

- 1) 巡回先に設置のサーバー及びネットワーク機器について、以下の項目等について、異常の有無等の確認
  - ・ サーバー及びネットワーク機器の異常の有無
  - ・ リソース、ディスク容量の状況
  - ・ サーバーイベントログ
  - ・ サーバーバックアップ
- 2) 巡回先に設置のサーバ及びネットワーク機器について、脆弱性の対応、ソフトウェアのパッチ適用

##### (2) クライアントPC等の運用管理

- 1) 巡回先に設置のクライアントPC等障害の初期対応及び簡易な復旧作業、システム・電子メール・ブラウザ等環境再設定等の作業並びに利用者への支援
- 2) 巡回先に設置のクライアントPC含むネットワーク機器等の管理台帳の作成及び更新
- 3) 巡回先に設置のクライアントPCに標準的にインストールされているOS及びソフトウェアのバージョンアップ、パッチ適用、脆弱性対策（対象は別表-7に記載）

##### (3) 巡回先のクライアントPCのメール・グループウェアの利用(5-5-1(4))について、必要に応じて本局の常駐技術者と連携しながら、利用者への支援を行う。

##### (4) 障害等の対応

- 1) 初期対応及び報告に関する業務
 

別表-2、3に示す機器及びソフトウェア等に障害が発生した場合は、速やかに原因を究明し調査職員に報告し指示に従うものとする。
- 2) 障害記録を作成し同一障害の予防に努める。

##### (5) その他

- 1) アプリケーションソフトの障害及び操作方法等について発注者より問い合わせがあった場合には、発注者に代わりヘルプデスク(メーカー)への問い合わせを行うものとする。(対象は別表-7に記載)
- 2) 調査職員の指示により、プリンタ(無線プリンタ含む)、複合機の設定変更及び不具合対応を行うものとする。また、必要に応じてプリンタサーバ、クライアントPCへのインストール作業を行うものとする。
- 3) サーバ機器及びネットワーク機器に対し設定変更を行う場合がある。これに伴う作業で軽微と認められないものについては、発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて契約変更を行うものとする。
- 4) その他、調査職員の指示により行政情報システム運用に必要となる軽微な作業を行わせる場合がある。
- 5) 調査職員の指示により時間外及び休日にかかる作業を行った場合、これに伴う業務料の変更は履行期間の末日までに行うものとする。
- 6) 別表-1⑥の千葉港湾事務所海洋環境・防災課については、同表⑫の横浜港湾空港技術調査事務所の巡回日に対応するものとする。

### 5-5-3 標準外業務

受注者は、5-5-1及び5-5-2の定例的業務で対応が困難な下記業務等については、調査職員と協議し、必要となる技術者を別途配置し対応することができるものとする。配置する技術者については、当該業務実施前に調査職員に通知するものとする。なお、これに伴う業務料の変更は履行期間の末日までに行うものとする。

- (1) 令和2年4月1日付の人事異動に伴うクライアントPCのセットアップ作業  
4月1日の人事異動に伴い、クライアントPCのセットアップ作業(アカウントの設定、ソフトウェアのインストール、ネットワーク設定、動作確認等)を実施する。  
これに伴う標準外業務のシステム運用技術者は、事前に9拠点(※1)80時間を計上しているが、実際と異なる場合は、履行期間の末日までに業務料の変更を行うものとする。  
[※1…9拠点の内訳は、別表-1の①、③、⑤、⑦～⑫]
- (2) 令和2年度中に入替予定のクライアントPCのセットアップ作業  
令和2年度内に入替えを予定しているクライアントPCのセットアップを行うものとする。  
入替え時期及びセットアップ等の詳細については、調査職員の指示によるものとする。
- (3) その他  
(2)及びその他調査職員の指示により追加で発生した業務に伴う業務料の変更は履行期間の末日までに行うものとする。

### 5-5-4 リモート監視

別表-2及び別表-3に示すサーバー機器及びネットワーク機器について、受注者側でリモート監視を行う。

受注者は、確実に運用保守ができるリモート監視に必要なハードウェア、ソフトウェア及び通信回線を用意し、接続等設定をすること。また、リモート監視機器が設置されている施設についても、施錠、ウィルス対策等のセキュリティを十分に確保し、第三者による発注者側システムへの侵入、ウィルス及び不正プログラム等による影響を与えないよう対策を講じるものとする。

また、発注者側システムへの不正アクセス等が見受けられた場合は、調査職員に速やかに報告するとともに調査職員の指示により対応するものとする。

なお、ハードウェア障害等によるベンダーへのサポート費用、または不正アクセス等によるセキュリティに関わる作業費用等が発生する場合は、発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて契約変更を行うものとする。

#### (1) サーバー監視

サーバシステムの機密性・完全性・可用性を高め、安定的に利用できるようサーバ機器の監視を行うものとする。

- 1) 別表-2に示す各機器のハードウェア監視を行い、健全なサーバ環境が維持できるようにするものとする。また、サーバシステムのログを監視するとともに、サーバのリソースを監視するものとする。
- 2) サーバシステムの異常の検出、または通知に関しては毎日0:00～24:00(365日24時間)とする。

#### (2) ネットワーク監視

発注者側システムのネットワークが、安定且つ効率的に利用できるようにネットワーク機器の監視を行うものとする。

- 1) 別表-3に示す各機器の死活監視、トラフィック情報の収集分析を行い、健全なネットワーク環境が維持できるようにするものとする。
- 2) ネットワーク機器の異常の検出、または通知に関しては毎日0:00～24:00(365日24時間)とする。

#### 5-5-5 ハードウェア保守

別表－5に示すハードウェアについて、障害が発生した場合は速やかに復旧を行うものとする。また、保守契約を締結し、その証明書を調査職員に提出するものとする。また、ハードウェアの変更等が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。なお、保守契約にかかる費用は予め計上している。

#### 5-5-6 ソフトウェア保守

- (1) 別表－6に示すソフトウェアの更新(保守)ライセンスを取得し、そのライセンス証書及び証明書を調査職員に提出するものとする。また、ソフトウェアの変更等が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。なお、更新(保守)ライセンス取得にかかる費用は予め計上している。
- (2) 各事務所保有のライセンス(プロダクトキーやシリアル番号等)に統合可能なものが確認された場合は、調査職員と協議し、統合化を図ることとする。
- (3) サポート期限が終了するソフトウェアが確認された場合は、速やかに調査職員に報告するものとする。なお、新しいバージョンへ更新(ソフトウェア購入費用の発生)する場合は、調査職員と協議するものとする。

#### 5-6 管理技術者

本業務の管理技術者は以下(1)(2)のいずれかを満たす者とする。

- (1) 以下の資格を1つ以上取得し、本業務相当のシステム運用管理の実務経験を有する者

情報処理技術者試験((独)情報処理推進機構が実施する国家試験)

- a) 応用情報技術者
- b) ITストラテジスト
- c) システムアーキテクト
- d) プロジェクトマネージャー
- e) ネットワークスペシャリスト
- f) データベーススペシャリスト
- g) エンベデッドシステムスペシャリスト
- h) ITサービスマネージャー
- i) システム監査技術者
- j) 情報処理安全確保支援士
- k) 上記a)からj)と同等の旧資格
  - ・システムアナリスト
  - ・アプリケーションエンジニア
  - ・ソフトウェア開発技術者
  - ・テクニカルエンジニア(ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム、情報セキュリティ)
  - ・情報セキュリティアドミニストレータ
  - ・第一種情報処理技術者
  - ・情報セキュリティスペシャリスト

- (2) (1)以外の情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、旧資格の初級システムアドミニストレータ等)、またはシステム運用管理に関連するベンダー資格、若しくはベンダーニュートラル資格(CCNA、MCSA、LPIC等)の取得者であるとともに、本業務相当のシステム運用管理業務の管理技術者としての実務経験を有する者。

## 5-7 常駐技術者及び事務所訪問巡回技術者の資格

### (1) 資格要件

本業務の常駐技術者及び事務所訪問巡回技術者は 5-6 (1)の資格または5-6(1)以外の情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、旧資格の初級システムアドミニストレータ等)、またはシステム運用管理に関連するベンダー資格、若しくはベンダーニュートラル資格(CCNA、MCSA、LPIC等)の取得者であるとともに、本業務相当の実務経験を有する者とする。

### (2) 常駐技術者又は事務所訪問巡回技術者の変更

受注者は、常駐技術者又は事務所訪問巡回技術者を変更する場合は、(1)の資格を満足する者で、事前に調査職員の承諾を得た上で、業務に支障が生じないように変更するものとする。

## 5-8 庁舎及び施設等の使用

(1) 履行場所に関わる庁舎及び施設で調査職員の指定する部分とする。

(2) 指定する庁舎、施設、備品等を使用するものとする。

### (3) 備品類

① 事務机	1卓もしくは2卓
② 椅子	1脚もしくは2脚
③ 管理用クライアントPC	2台
④ その他	適宜

## 6. 業務完成図書

受注者は、業務完了時にシステム運用技術者の業務実施報告書及び情報システム運用保守の内容を業務完成図書として取りまとめの上、成果品(製本1部、電子データ1式)として提出するものとする。

なお、成果品の内容及び体裁等の詳細については、業務計画書に記載の上、調査職員と協議して決定するものとする。

## 7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことを検査職員が確認することをもって検査とする。検査は、3ヶ月毎(4回/年)に行うものとする。

## 8. 支払い

前項の検査終了後に受注者の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## 9. その他

### 9-1 業務時間外及び休日の対応

緊急対応が必要な場合及び障害が発生する恐れがある場合は、調査職員の指示により、業務時間外及び休日においても業務を行わせることができるものとする。なお、この場合の取り扱いについては調査職員と協議するものとする。

### 9-2 契約の変更

本業務の実施にあたり、業務範囲・内容又は業務実施条件等に変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ契約変更を行うものとする。

### 9-3 受注者の解除

次の事項に該当する行為があった時は、請負の解除ができるものとする。

- (1) 不正の行為(当局の指示なしに故意にデータ、プログラム等を漏洩、滅失、き損する等)があったとき。
- (2) 正当な理由がなく作業が著しく遅延し、又は作業に着手しないとき。
- (3) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められたとき。

#### 9-4 守秘義務

本業務の遂行上知り得た内容を許可なく第三者に漏らしてはならない。また、他の目的に転用してはならない。

#### 9-5 疑義

受注者は、業務の方針及び条件に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うものとする。

#### 9-6 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、業務の実施において情報セキュリティの確保に関する責任者を定め、体制を整備し業務計画書にて報告する。

#### 9-7 脆弱性対策の実施

受注者は、情報システムの運用における以下の脆弱性対策を提案する。

- ①機器およびソフトウェアについて、公表される脆弱性情報を常時把握すること。
- ②把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断する。対処したのに関して対処方法、対処しなかったのものに関してはその理由、代替措置及び影響を調査職員に報告すること。

#### 9-8 情報セキュリティ対策のサービスレベルに関する事項

受注者は、業務の遂行において下記に示す情報セキュリティ対策のサービスレベルを確保する。

- ①使用するソフトウェアに関して、セキュリティ修正がベンダーから提供された後に、速やかにこの妥当性の確認を行い、適用については調査職員と調整する。
- ②インターネット接続に関して、外部からの攻撃等の異常を検知した場合、速やかに調査職員に報告を行う。
- ③脆弱性情報に関して、その公表後、速やかに対応策の決定及び実施をする。

#### 9-9 情報セキュリティが侵害された場合の対処

受注者は、業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに発注者に報告する。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ①受注者に提供する、又は、受注者によるアクセスを認める発注者の情報の外部への漏洩及び目的外利用
- ②外部委託した業務以外の情報への受注者によるアクセス
- ③外部の者による該当情報システムからの情報漏洩及び情報の目的外利用
- ④当該情報システムへの不正アクセスによる情報漏洩、サービス停止、情報改ざん
- ⑤当該情報システムへのサービス不能攻撃によるサービス停止
- ⑥当該情報システムにおける不正プログラム感染による情報漏洩、サービス停止、情報の改ざん

#### 9-10 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

発注者は、業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、受注者に対して、上記9-6から9-9の各項、及び共通仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績について報告を求める場合がある。

#### 9-11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取る。

#### 9-12 再委託に関する事項

本業務の一部を他の事業者にも再委託させる場合には、受注者は、発注者が受注者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせる。再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、受注者に求める場合がある。

以上

別表－1 所在地一覧

所在地 番号	分類	事務所・分室	所在地	業務時間
①	本局	関東地方整備局 港湾空港部	神奈川県横浜市中区北仲 通5-57 横浜第二合同庁舎	9:15～18:00
②		首都圏臨海防災センター	神奈川県川崎市川崎区東 扇島58-15	
③	事務所	鹿島港湾・空港整備事務所	茨城県鹿嶋市大字粟生22 54	8:30～17:15
④	(出張所)	鹿島港湾・空港整備事務所 茨城港事務所	茨城県ひたちなか市阿字ヶ 浦町字千駄切552-7	
⑤	事務所	千葉港湾事務所	千葉県千葉市中央区中央 港1-11-2	8:30～17:15
⑥		千葉港湾事務所 海洋環境・防災課	神奈川県横浜市神奈川区 橋本町2-1-4	
⑦	事務所	東京港湾事務所	東京都江東区新木場1-6 -25	9:15～18:00
⑧	事務所	東京空港整備事務所	東京都大田区羽田空港3 -3-1 国際空港第3庁舎3F	9:15～18:00
⑨	事務所	京浜港湾事務所	神奈川県横浜市西区みな とみらい6-3-7	9:15～18:00
⑩	事務所	東京湾口航路事務所	神奈川県横須賀市新港町 13	8:30～17:15
⑪	事務所	特定離島港湾事務所	東京都品川区北品川1-3 -12 第5小池ビル5F	9:15～18:00
⑫	事務所	横浜港湾空港技術調査事務所	神奈川県横浜市神奈川区 橋本町2-1-4	9:15～18:00

別表-2 サーバ機器一覧

場所	名称	製品名	監視方法	ハードウェア監視	リソーストラフィック	摘要	
① (本局)	物理サーバ 1		リモート	○	○	仮想化基盤	
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP	
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	グループウェア、Radius	
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	資産管理サーバ	
		物理サーバ 2		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (4)		リモート	—	○	Syslogサーバ、CADサーバ、ウイルス対策ソフトサーバ
		仮想サーバ (5)		リモート	—	○	ドメインコントローラ(セカンダリ)、DNS(セカンダリ)、WSUS
		仮想サーバ (6)		リモート	—	○	グループウェア
		仮想サーバ (7)		リモート	—	○	無線LANコントローラ、プリンタサーバ
		物理サーバ 3		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (8)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
		仮想サーバ (9)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
		仮想サーバ (10)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
		仮想サーバ (11)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
		仮想サーバ (12)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
		仮想サーバ (13)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
		仮想サーバ (14)		リモート	—	—	仮想サーバ複製用
	ストレージ		リモート	○	○		
	UPS		リモート	○	—		
③ (鹿島港湾)	物理サーバ 4		リモート	○	○	仮想化基盤	
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP	
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア	
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ	
⑤ (千葉港湾)	物理サーバ 5		リモート	○	○	仮想化基盤	
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP	
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア	
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ	

※サーバOSは全てWindows Server 2016

※場所については、別表-1の所在地番号に対応する

※リモート監視は期間中、全日(土日祝日含む)24時間監視とする

場所	名称	製品名	監視方法	ハードウェア監視	リソーストラフィック	摘要
⑦ (東京港湾)	物理サーバ 6		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ
⑧ (東京空港)	物理サーバ 7		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ
⑨ (京浜港湾)	物理サーバ 8		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ
⑩ (東京湾口)	物理サーバ 9		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ
⑪ (特定離島)	物理サーバ 10		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ
⑫ (横浜技調)	物理サーバ 11		リモート	○	○	仮想化基盤
		仮想サーバ (1)	リモート	—	○	ドメインコントローラ、DNS、DHCP
		仮想サーバ (2)	リモート	—	○	プリンタサーバ、グループウェア
		仮想サーバ (3)	リモート	—	○	ファイルサーバ、WSUS、バックアップ

※サーバOSは全てWindows Server 2016

※場所については、別表-1の所在地番号に対応する

※リモート監視は期間中、全日(土日祝日含む)24時間監視とする

別表－3 ネットワーク機器一覧

場所	名称	製品名	監視方法	死活監視	トラフィックレポート	摘要
① (本局)	ファイアウォール		リモート	○	○	さいたま局向け
	メインスイッチ		リモート	○	○	基幹スイッチ
	PoEスイッチ(8台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(22台)		リモート	○	—	
② (防災センター)	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(1台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(2台)		リモート	○	—	
③ (鹿島港湾)	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(3台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(10台)		リモート	○	—	
④ (茨城港)	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(1台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(3台)		リモート	○	—	
⑤ (千葉港湾)	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(2台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(6台)		リモート	○	—	
⑥ (千葉港湾 海洋環境・防災課)	PoEスイッチ(1台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(1台)		リモート	○	—	
⑦ (東京港湾)	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(4台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(7台)		リモート	○	—	
⑧ (東京空港)	スイッチ		リモート	○	○	
	L2スイッチ(5台)		リモート	○	—	有線用、プリンタのみ
	PoEスイッチ(2台)		リモート	○	—	
⑨ (京浜港湾)	アクセスポイント(10台)		リモート	○	—	
	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(5台)		リモート	○	—	
⑩ (東京湾口)	アクセスポイント(15台)		リモート	○	—	
	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(3台)		リモート	○	—	
⑪ (特定離島)	アクセスポイント(6台)		リモート	○	—	
	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(2台)		リモート	○	—	
⑫ (横浜技調)	アクセスポイント(3台)		リモート	○	—	
	スイッチ		リモート	○	○	
	PoEスイッチ(5台)		リモート	○	—	
	アクセスポイント(10台)		リモート	○	—	

※場所については、別表－1の所在地番号に対応する

※リモート監視は期間中、全日(土日祝日含む)24時間監視とする

別表－4 クライアントPC・プリンタ機器台数(参考数量)

令和2年1月時点

場所	事務所・分室	PC	プリンタ
①	関東地方整備局 港湾空港部	275	33
②	首都圏臨海防災センター	11	2
③	鹿島港湾・空港整備事務所	48	7
④	鹿島港湾・空港整備事務所 茨城港事務所	9	2
⑤	千葉港湾事務所	32	4
⑥	千葉港湾事務所 海洋環境・防災課	4	1
⑦	東京港湾事務所	58	7
⑧	東京空港整備事務所	86	11
⑨	京浜港湾事務所	108	12
⑩	東京湾口航路事務所	36	7
⑪	特定離島港湾事務所	35	6
⑫	横浜港湾空港技術調査事務所	46	8
	合計	748	106

※プリンタには大型カラー複合機、複写機も含まれる

※4/1付人事異動に伴う増減あり

別表-5 ハードウェア保守対象一覧

設置場所	名称	製品名	購入日	台数	備考
①	ファイアウォール		R3. 3. 1	1	24時間365日オンサイト保守（ソフトウェア保守含む）
②～⑤、 ⑦～⑫	スイッチ		R3. 3. 1	10	24時間365日オンサイト保守

- ・場所については、別表-1の所在地番号に対応する
- ・更新料は1年間分とする。

別表-6 ソフトウェア保守対象一覧

名 称	製 品 名	ライセンス数	購入日	摘 要
無線LANコントローラ		1	R2. 5. 25	定期メンテナンス含む
グループウェア (CAL)		490	R3. 3. 1	メンテナンス
グループウェア (サーバ)		630	R3. 3. 1	メンテナンス
資産管理ソフト		1式	R3. 3. 8	

・更新料は1年間分とする。

別表－7 対象ソフトウェア・システム一覧

該当箇所	対象ソフトウェア	製品名
5-5 運用管理 5-5-1 システム運用管理業務 (3) クライアントPC等の運用管理 3) の項目	OS Officeソフト PDF閲覧・編集ソフト グループウェア ウィルス対策ソフト 資産管理ソフト	
5-5 運用管理 5-5-1 システム運用管理業務 (6) その他 1) の項目	Officeソフト PDF閲覧・編集ソフト グループウェア CADソフト 文書管理ソフト ウィルス対策ソフト 画像編集ソフト ドローソフト ホームページ作成ソフト 電子入札システム 電子調達システム 官庁会計システム	
5-5 運用管理 5-5-1 システム運用管理業務 (6) その他 2) の項目	ウィルス対策ソフト ファイアウォール	
5-5 運用管理 5-5-2 事務所訪問巡回業務 (2) クライアントPC等の運用管理 3) の項目	OS Officeソフト PDF編集ソフト グループウェア ウィルス対策ソフト 資産管理ソフト	
5-5 運用管理 5-5-2 事務所訪問巡回業務 (5) その他 1) の項目	Officeソフト PDF編集ソフト グループウェア CADソフト 文書管理ソフト ウィルス対策ソフト 画像編集ソフト ドローソフト ホームページ作成ソフト 電子入札システム 電子調達システム 官庁会計システム	

## 個人情報の取り扱いについて

## 第1条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第2条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第3条 取得の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第4条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

## 第5条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## 第6条 個人情報の取り扱い

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

## 第7条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第8条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

## 第9条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

## 第10条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

## 第11条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

以上

## セキュリティについて

## 第1条 機密保持の厳守

受注者は業務上知り得た機密情報を、業務遂行のため知る必要のある自社職員、契約者、再委託者および発注者以外に開示、漏洩してはならない。

なお、機密保持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、自社職員、契約者、再委託者に機密保持を遵守させるものとする。

## 第2条 ポリシーの遵守

受注者は、発注者の「国土交通省情報セキュリティポリシー」、「港湾WAN情報セキュリティポリシー実施手順書」並びに自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

なお、発注者の保有する情報セキュリティポリシーに関する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

## 第3条 閲覧資料等の取り扱い

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシーに関する資料を閲覧する場合は、予め調査職員の承諾を得るものとする。

なお、閲覧場所は発注者庁舎内及び事務所内の指定された場所とする。

## 第4条 業務文書の取り交わし

業務文書の取り交わしについては、原則として調査職員に直接手渡すものとし、それによりがたい場合は以下のとおりとする。

- ① 業務文書を電子メール等で送信、或いは電子媒体で移送する場合は、暗号化又はパスワードを付す等必要なセキュリティ対策を施すものとする。
- ② 電子メールで取り交わしを行う文書のパスワードは、電子メール以外の方法で伝達するものとする。

## 第5条 システム監査

本業務の遂行上での情報セキュリティ対策について、発注者がシステム監査を行う場合には、受注者はこれに応じなければならない。

## 第6条 再委託

受注者は、業務に際し、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、調査職員に再委託を行う旨を報告するとともに、再委託の内容、再委託先、業務実施技術者名、経歴、資格等を記載した書面を提出するものとする。

## 第7条 損害賠償責任

受注者の責により、コンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用を持って原状回復を行うこと。なお、損害賠償の範囲については調査職員と協議して定めるものとする。

以 上

業務実施報告書

業務の名称 港湾情報処理システム運用管理業務

管理技術者 ○○ ○○ (印)

業務実施日	令和○○年○○月○○日(○)	調査職員
	○○:○○~○○:○○	(印)
業務実施場所	<input type="checkbox"/> 港湾空港部 <input type="checkbox"/> 首都圏臨海防災センター <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他(                      )	
業務実施者	システム運用技術者    ○○ ○○	
〈実施内容〉		
〈備考〉		



2020.7

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1					●			
2				●				
3								
4								
5								
6			●					
7	●							
8		●						
9								●
10								
11								
12								
13						●		
14							●	
15					●			
16				●				
17								
18								
19								
20			●					
21	●							
22		●						
23								
24								
25								
26								
27								●
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2020.8

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1								
2								
3					●			
4				●				
5			●					
6	●							
7		●						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								●
18						●		
19							●	
20					●			
21				●				
22								
23								
24			●					
25	●							
26		●						
27								●
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2020.9

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1					●			
2				●				
3			●					
4	●							
5								
6								
7								
8		●						
9								●
10						●		
11								
12								
13								
14							●	
15					●			
16				●				
17			●					
18	●							
19								
20								
21								
22								
23								
24		●						
25								
26								
27								
28								●
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2020.10

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1					●			
2								
3								
4								
5				●				
6		●						
7	●							
8		●						
9								
10								
11								
12								●
13						●		
14							●	
15					●			
16								
17								
18								
19				●				
20			●					
21	●							
22		●						
23								
24								
25								
26								●
27								
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2020.11

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1								
2					●			
3								
4				●				
5			●					
6	●							
7								
8								
9								
10		●						
11								●
12						●		
13								
14								
15								
16							●	
17					●			
18				●				
19			●					
20	●							
21								
22								
23								
24		●						
25								●
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2020.12

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1					●			
2				●				
3			●					
4	●							
5								
6								
7								
8		●						
9								●
10						●		
11								
12								
13								
14							●	
15						●		
16				●				
17			●					
18	●							
19								
20								
21								
22		●						
23								●
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2021.1

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1								
2								
3								
4								
5					●			
6				●				
7			●					
8	●							
9								
10								
11								
12		●						
13								●
14						●		
15								
16								
17								
18							●	
19					●			
20				●				
21			●					
22	●							
23								
24								
25								
26		●						
27								●
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2021.2

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1					●			
2				●				
3			●					
4	●							
5								
6								
7								
8		●						
9								●
10						●		
11								
12								
13								
14								
15							●	
16					●			
17				●				
18			●					
19	●							
20								
21								
22								
23								
24		●						
25								●
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2

2021.3

	鹿島 港空	千葉 港湾	東京 港湾	東京 空港	京浜 港湾	東京 湾口	特定 離島	横浜 技調
1					●			
2				●				
3			●					
4	●							
5								
6								
7								
8		●						
9								●
10						●		
11							●	
12								
13								
14								
15						●		
16				●				
17			●					
18	●							
19								
20								
21								
22		●						
23								●
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計	2	2	2	2	2	1	1	2